第四十三条第三項の規定により当該	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間	又は同法	法第四十四条第一項	改正後厚年令第三条の五第一項	改正後厚年令第三条の五第一項第一号	改正後厚年令第三条の七	改正後厚年令第三条の七第一号	改正後厚年令第三条の七第三号の二
第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（被用者年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法（他の法令において準用する場合を含む。）、旧地方公務員共済組合法（他の法令において準用する場合を含む。）又は私立学校教職員共済法（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により当該旧地方公務員共済組合法又は旧私立学校教職員共済法の期間を含む。）と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間	又は国民年金法等の一部を改正する法律	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第二十一条第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第一項	被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法又は旧地方公務員共済組合法の規定により当該旧国家公務員共済組合又は旧地方公務員共済組合の組合員期間とされた期間（他の法令において準用する場合を含む。）、旧私立学校教職員共済法の規定により当該旧私立学校教職員共済法の期間を含む。）を含む。）と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算した被保険者期間（以下この項及び第三条の七第一項において同じ。）	法第四十六条第六項	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）	国共済組合員等期間
第四十三条第三項の規定又は他の期間に基づく老齢厚生年金の受給権を取得したことにより当該	附則第八条の規定による老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間（被用者年金保険法等の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法又は旧地方公務員共済組合法の規定により当該旧国家公務員共済組合又は旧地方公務員共済組合の組合員期間とされた期間（他の法令において準用する場合を含む。）、旧私立学校教職員共済法の規定により当該旧私立学校教職員共済法の期間を含む。）と当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）	又は同法	法第四十四条第一項	改正後厚年令第三条の五第一項	改正後厚年令第三条の五第一項第一号	改正後厚年令第三条の七	改正後厚年令第三条の七第一号	改正後厚年令第三条の七第三号の二

改正後厚年令第三条の七第四号の二	地共済組合員等期間	改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第一項	被保険者期間	地共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間	被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法又は旧地方公務員共済組合法の規定により当該旧国家公務員共済組合又は旧地方公務員共済組合の組合員期間とされた期間（他の法令において準用する場合を含む。）、旧私立学校教職員共済法の規定により当該旧私立学校教職員共済法の期間を含む。）と当該厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）	地共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間
改正後厚年令第三条の七第四号の二	地共済組合員等期間	改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第二号の二	国共済組合員等期間	国共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間	国共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間	
改正後厚年令第三条の七第四号の二	地共済組合員等期間	改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第一項	被保険者期間	地共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間	被保険者期間（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者期間とみなされた旧国家公務員共済組合法又は旧地方公務員共済組合法の規定により当該旧国家公務員共済組合又は旧地方公務員共済組合の組合員期間とされた期間（他の法令において準用する場合を含む。）、旧私立学校教職員共済法の規定により当該旧私立学校教職員共済法の期間を含む。）と当該厚生年金保険の被保険者期間とを合算して得た被保険者期間とする。）	地共済組合員等期間と平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により被保険者期間とみなされた旧私立学校教職員共済加入者期間とを合算して得た期間

2　平成二十四年一元化法附則第二十一条に規定する者（施行日の前日において昭和六十年改正法附則第十四条第一項に規定する加算額が加算されている国民年金法による老齢基礎年金の受給権を有する者に限る。）については、前項の表中

「

改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第一号	被保険者期間
改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第二号の二	国共済組合員等期間
改正後昭和六十一年経過措置政令第二十五条第三号の二	地共済組合員等期間

」